

【別記2】長野県認定制度認定品目等、調達目標及び判断基準

1 リサイクル製品〔目標：可能な限り優先的に調達する〕

品目	判断の基準等
信州リサイクル製品認定制度認定製品	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 信州リサイクル製品認定制度により認定された製品・資材。</p>

信州リサイクル製品認定制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shigen/ninte/index.html>

2 食品〔目標：可能な限り優先的に調達する〕

①農産物

品目	判断の基準等
野菜	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 「信州の環境にやさしい農産物認証制度」により認証された野菜であること。（但し、認証期間中のものに限る）</p> <p>イ. 信州伝統野菜認定制度により認定された野菜であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 適地・適作により栽培された農産物であること。</p> <p>② 商品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>③ 輸送距離が可能な限り短いこと。（フードマイレージが少ないこと。地産のものであること。）</p>
果実	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 「信州の環境にやさしい農産物認証制度」により認証された果実であること。（但し、認証期間中のものに限る）</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 適地・適作により栽培された農産物であること。</p> <p>② 商品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>③ 輸送距離が可能な限り短いこと。（フードマイレージが少ないこと。地産のものであること。）</p>
米	<p>【判断基準】</p> <p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 「信州の環境にやさしい農産物認証制度」により認証された米であること。（但し、認証期間中のものに限る）</p> <p>イ. 長野県原産地呼称管理制度により認定されたものであること。（但し、認定期間中のものに限る）</p>

品目	判断の基準等
米	<b>【配慮事項】</b> ① 適地・適作により栽培された農産物であること。 ② 商品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ③ 輸送距離が可能な限り短いこと。(フードマイレージが少ないこと。地産のものであること。)
牛肉	<b>【判断の基準】</b> ○ 「信州プレミアム牛肉」認定制度により認定された牛肉であること。
加工品（漬物など）	<b>【判断の基準】</b> ○ 信州伝統野菜認定制度により認定された野菜であること。

信州の環境にやさしい農産物認証制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/sedo.html>

原産地呼称管理制度「認定米」

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/ninteimai.html>

信州プレミアム牛肉認定制度

<http://www.oishii-shinshu.net/original-food/premium/>

信州伝統野菜認定制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/engei-suisan/yasai/>

## ②酒類

品目	判断の基準等
焼酎 日本酒 ワイン シードル	<b>【判断の基準】</b> ○ 長野県原産地呼称管理制度により認定されたものであること。 (但し、認定期間中のものに限る)

原産地呼称管理制度

<http://www.pref.nagano.lg.jp/marketing/sangyo/brand/nac/sedo.html>

### 3 資材〔目標：可能な限り優先的に調達する〕

品目	判断の基準等
木材	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかの要件を満たすこと（アを優先）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 信州木材認証制度により認証された木材であること。</li> <li>イ. 長野県産の木材であること。</li> </ul> </li> </ul> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 輸送距離が可能な限り短いこと。</li> </ul>

信州木材認証制度

<http://www.logos.co.jp/kensanzai/ninsyou/index.html>

### 4 設備〔目標：可能な限り優先的に調達する〕

品目	判断の基準等
木質ペレットストーブ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のいずれかの要件を満たすこと（アを優先）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 長野県が認定した「信州型ペレットストーブ」であること。</li> <li>イ. 長野県内で製造されたペレットストーブであること。</li> <li>ウ. 暖房用の熱エネルギーとして木質ペレット燃料を利用したシステムであること。</li> </ul> </li> </ul> <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 商品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</li> <li>② 輸送距離が可能な限り短いこと。</li> <li>③ 使用時のエネルギー節電のための設計上の工夫がされていること。</li> </ul>
木質ペレットボイラー	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、木質ペレット燃料を利用したシステムであること。</li> </ul>
ペレット	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県内産の間伐材や製材端材などを粉碎・乾燥・圧縮・成形したもので、建築廃材や接着材が一切使われていない木材 100%の固形燃料を使用すること。</li> </ul>

信州型ペレットストーブ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/ringyou/pellet/nintei.htm>

## Ⅱ その他品目

### 1 県有施設で使用する電気の「省CO2化」〔目標：100%〕

品目	判断の基準等
電力	<p>【判断の基準】</p> <p>電力小売部門のうち、自由化部門（契約電力 50kw 以上）の電気を調達する施設においては、原則として、入札参加資格に「省CO2化」の要素を考慮した以下の条件を付した入札を実施すること。</p> <p>①次に掲げる省CO2化の要素を考慮する観点による基準表（環境部長が別に定める）により算出した合計点数が、環境部長が定める基準点数以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・直近年度の 1 kWh あたりの全電源平均 CO2 排出係数</li><li>・直近年度の未利用エネルギー活用状況</li><li>・直近年度の再生可能エネルギーの導入状況</li></ul> <p>②前年度、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）の履行義務を達成していること。</p>

\* 現時点での基準表及び基準点数は別紙のとおり

## 省CO2化の要件

以下の①及び②を満たした者を入札参加資格者とし、別添による報告書を提出すること。

- ①省CO2化の要素を考慮する観点による基準表により算出した合計点数が70点以上（下記基準表の左欄の項目毎に、中欄の数値に応じた右欄の点数を合算した点数。）であること。
- ②前年度、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）の履行義務を達成している者であること。

## ＜省CO2化の要素を考慮する観点による基準表＞

項目	数値	点数
1kWhあたりの全電源平均CO2排出係数（注1）(kg-CO2/kWh)	0.3未満	60
	0.3以上0.45未満	50
	0.45以上0.6未満	40
	0.6以上0.75未満	30
	0.75以上0.9未満	20
	0.9以上	0
未利用エネルギー活用状況（注2、3）	1.35%以上	20
	0を超え1.35%未満	10
	活用していない	0
再生可能エネルギーの導入状況（注4）	1.0以上	20
	0.8以上	10
	0.8未満	0

（注1）1kWhあたりの全電源平均CO2排出係数とは、長野県内を管轄する一般電気事業者（中部電力株式会社）の供給地域に送電している電力について、資料「電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」と同様の算出方法により算出した調整後排出係数をいう。排出係数の算出を行う年度については、原則として直近年度とするが、各種根拠データの整理の都合等により直近年度の排出係数の算出が困難な場合は、直前年度とする。

（注2）未利用エネルギーとは発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。））をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（FIT法第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③高炉ガスその他の副生ガス

(注3)未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を直近年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

$$\begin{array}{l} \text{(算定方式)} \\ \text{直近年度の未利用エネルギーの} \\ \text{活用状況(\%)} \end{array} = \frac{\text{直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{直近年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量(別表の熱量を用いること。)と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(注4)再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

次の①及び②に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を直近年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値

- ①直近年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)
- ②直近年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(kWh)(ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)

$$\begin{array}{l} \text{(算定方式)} \\ \text{再生可能エネルギーの} \\ \text{導入状況(\%)} \end{array} = \frac{\text{直近年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)(送電端)(kWh)}}{\text{直近年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$$

## 省CO2化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書

平成 年 月 日

様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成 年 月 日付けで公告のありました で使用する電気の調達に係る  
省CO2化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した当社の点数等については、以下のとおり  
です。内容に相違ないことを誓約いたします。

## 記

- 1 省CO2化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数が70点以上であること。

**合計点数** 〇〇点

(内訳)

評価する項目	実数	点数
〇〇年度の1kWhあたりの 全電源平均CO2排出係数	〇. 〇〇〇 kg-CO2/kWh	〇〇点
〇〇年度の未利用エネルギー 活用状況	〇〇. 〇〇 %	〇〇点
〇〇年度の新エネルギー導入 状況	〇〇. 〇〇	〇〇点

- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の義務を履行していること。

(注1)用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦とする。

(注2)実数及び点数については、別に定める方式により行うこと。

(注3)点数を算出するにあたり、根拠とした資料を添付する。

添付資料については、少なくとも

- ①直近年度の供給電力量(需要端)(直近年度前年度のCO<sub>2</sub>排出係数を利用する事業者にあつては、直近年度前年度の供給電力量(需要端)も加えて記載のこと)
- ②直近年度若しくは直近年度翌年度の電力供給に係るCO<sub>2</sub>排出量
- ③直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量
- ④資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した直近年度の当該電気事業者の基準利用量
- ⑤直近年度自社施設で発生した新エネ利用量＋直近年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネ相当量－直近年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量＋直近年度前年度からバンキングした新エネ相当量－直近年度翌年度にバンキングした新エネ相当量

について、対外的な公表資料、公表資料がない場合は自社の資料を提出する。